

家庭廃食器の23分別での回収・リサイクルの開始について

結論

多治見市では、ごみの減量・再資源化を推進するため、平成22年12月から家庭で不用となった陶磁器食器回収の試行を行っていますが、平成24年4月から各リサイクルステーションでの回収にあたり、23分別品目の再確認を行うと共に、資源としての持ち込み方法など更なる市民への周知を行います。

なお、事業所の廃食器はリサイクルの対象としていません。

1. 23分別品目の再確認

リサイクルステーションでの回収

- (1) 開始日 平成24年4月2日(月)
- (2) 収集は、3箇月に1回の特別収集(天ぷら油・電池・蛍光管)で行う
- (3) 23分別品目の再確認
 - ①「粗大ごみ」は、破碎ごみまたは燃やすごみであるため、それぞれの項目に組み入れる。
 - ②新規リサイクル品目に「陶磁器食器類」を加える。

参考1. 拠点回収状況

平成22年12月1日から平成24年3月末まで試行期間として拠点回収を実施中
(各処理センターでの回収は通常どおり)

拠点場所	曜日等	回収時間
大畑センター、三の倉センター、笠原クリーンセンター	平日および第3日曜日	午前9～12時、午後1～4時 ※第3日曜日は午前9～12時のみ
市役所	火曜日	午前9～12時
南姫公民館、根本公民館、小泉公民館	第1水曜日	
旭ヶ丘公民館、小名田公会堂、精華公民館	第2水曜日	
市之倉公民館、池田町屋公民館、脇之島公民館	第3水曜日	
養正公民館、大畑町公民館、滝呂平成クラブ、笠原中央公民館	第4水曜日	

【※祝祭日、年末年始は回収しません】

参考2. 平成22年度の実績

- (1) 粉碎量、粉碎委託・売り払い料
 - ①粉碎排出量 27.04t (当初見込み30t)
 - ②粉碎委託料 539,448円(1t単価:19,950円)→粉碎受託者へ委託料を支払う。
 - ③売り払い料 22,713円(1t単価:840円)→粉碎受託者が原料として買い取る。
- (2) 仕分け作業委託料
 - ①作業員2人(週1～2日、計221時間)
 - ②仕分け委託料 173,485円(時間単価:785円)
- (3) 粉碎受託者

- ①岐阜県知事が許可した施設（処理能力：日量 5t 以上）もしくは、届出のある施設（処理能力：日量 5t 未満）であることが条件。市内・近隣市で適合業者 1 社（土岐市内）。
- ②廃掃法施行令第 4 条第 9 号の規定に基づき、陶磁器類の再資源化に伴う業務委託粉砕量について土岐市へ通知する。

参考 3. 事業費

平成 23 年度

(1) 粉砕量、粉砕委託・売り払い料

- ①粉砕排出量 60t (5t/月)
- ②粉砕委託料 1 t 単価：19,950 円、予算（限度額）1,197,000 円
- ③売り払い料 1 t 単価： 840 円、収入（最大） 50,400 円

(2) 仕分け委託料

- ①作業員 2 人（週 1～2 日、計 1,152 時間）
- ②仕分け委託料 時間単価：785 円、予算（限度額） 904,320 円

参考 4. 市民への PR 等

- (1) 広報紙（7/15 号）、広報町内回覧（1 月予定）、地区懇談会（後期）、FM ピピでの啓発。
- (2) 拠点回収（試行）実施中の PR。
- (3) 持ち込み方法の注意事項を周知。
 - ①土やほこりなどが付着している食器は汚れを取る。洗ったときは水を切る。
 - ②ラベル、ビニール、取っ手、ヒモなど陶磁器以外の異素材は取り除く。
 - ③回収用サンテナ（かご）には、陶磁器のみを入れる。（運搬に使用した袋、箱等は持ち帰る）